

第1回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月29日(月) 午前9時26分から午前10時15分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 3番 丸小野 美佐子 4番 三輪 篤志
5番 黒木 照男 6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬
9番 黒木 博 10番 黒木 満 11番 黒木 定雄 12番 江藤 芳浩
13番 黒木 直子 14番 河野 良一 15番 塩月 傳三 16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 諸報告
 - (5) 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について
 - 議案第5号 平成30年農作業料金(参考)(案)について
6. その他
 - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
 - 農地パトロール報告(1班)
7. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 野津手 道信
 - 事務局長補佐 辰野 藤 徳
 - 農政係長 吉川 理 恵
8. 会議の概要

1. 開会

○局長

ご起立ください。

ただ今から、第1回定例農業委員会総会を開会いたします。

一同礼。

○議長

それでは、改めましておはようございます。新しい年を迎えましてそれぞれ気分を新たにというようなこととございますけれども平成の大寒波と言いますかね。1波、2波と来ましたがそれでもまだあと、また来るんじゃないかなというふうに心配もされますが、それぞれ体調管理なり、また農作物の管理には十分気をつけていただきたいというふうに思っております。また、年度も替わりまして我々の取組に対しましても見直すところは見直し、また、新しく始めるところは始めるというようなことも取り入れていきたいというふうに考えておりますので、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。簡単ですけど挨拶といたします。

2. 議事録署名

委員の指名

○議長

それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。

都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日の議事録署名委員を7番委員と8番委員にお願いいたします。

なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員にお願いをいたします。

3. 会期の決定

○議長

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りと決定といたします。

4. 諸報告

○議長

それでは「諸報告」を行います。

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

5. 議事

○議長

それでは、「議事」に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第3条の規定による許可申請の許可を求めます。ということで挙がっております。

では、整理番号1番(受付番号1)をお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■

貸渡人：■■■■■

【移動区分】使用貸借

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：9,198㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：1,487㎡

○議長

はい。これは私の担当になるわけですが、この■■■さんへ何回電話しても出られないので、信頼のおける人にちょっと聞いてみたら■■■さんの親戚であるということです。場所につきましてはちょうど家の隣というようなことで問題は無いかなというふうに思うところですが、あと、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。借受人の■■■■■さんは、ハウストマトを主にされている農家です。農業従事日数も300日あり、借り受けることについては問題ないと考えられます。

○議長

はい。事務局からの補足が終わりました。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。

それではページをめくっていただきまして、整理番号1番(受付番号2)をお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】家族：2人 労働力：4人 経営面積：12,610㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田
総面積：331㎡

○議長 事務局から終わりました。じゃ、担当委員からの説明をお願いいたします。

○11番委員 ■■の■■■■さんの案件であります。この物件については9月に買受適格申請が挙がってきた案件であります。物件は競売物件というようなことのようにあります。■■さんの主な作物は、ハウストマトをされておるといようなことでありまして、今回の申請地は自分の土地の隣の土地とことです。購入後については、米を作りたいといようなことのようにあります。以上であります。

○議長 はい。担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 はい。買受人の■■■■さんは、農業をされているハウストマトを中心にされております。担当委員が言われたとおり、農地については以前の競売の物件でありまして、その時の持ち主である■■さんが買い戻したのですが、地元の人に使ってもらいたいという意向で、今回売買することになったようです。■■■■さんが買うことについては、特に問題ないと考えられます。

○議長 担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。
それでは、整理番号2番(受付番号3)をお願いいたします。

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

○局長 【申請者】譲受人：■■■■■
譲渡人：■■■■■
【移動区分】売買
【経営状況】家族：1人 労働力：2人 経営面積：32,502㎡
【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 外1筆 地目：田
総面積：3,260㎡

○議長 事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員 ■■■の住職をされています■■■■さんの件でございますが、この件につきましては、私も現地に行って知ったわけでございますが、19日の農地委員会でいろんな所、現地を回った時にいろんな事も指摘された事を伺ったところであります。

まずは土地の購入にあたっては、■■さんの米をこれまでずっと買ってきた経緯がございます。それで昨年は18俵米を買っているということをお聞きしたところであります。■■さんは体もちょっと弱くなってきたということでその農地を売りたいというような話がありまして、今回そのおいしい米が穫れるということで是非この土地を買いたいということでの購入ということでございます。近日中に農機具等も一応取得して自分中心にやっていきたいということのようでございます。この農地についてはそういうことでございます。それと、

■■の耕作の放棄地について5日に現地に行き、そういった山になっていくことについては、いろんな問題があるというようなことで今回の申請も指摘されると非常に難しいというようなことを話したところでございます。そういうことで、話したらその2、3日中に刈り取りをされております。それと、■■のことについても土地の農地の刈り取りはされております。それで4、5月ぐらいまでには、その刈り取ったものを処理して、■■の土地についてはですね。果樹園としてキンカンとかへべすなんかを植えて果樹園にしていきたいというようなことでございます。それともう一点。あの、馬の放牧をされているようです。農地が転用されていなかったというようなこともありましてお聞きしましたところ田んぼにはですね。イタリアンとかそういうのを植えてきたということでございますが、もし放牧をやめた場合にはそこを農地に返していただくというようなことの確認を取ったところでございます。以上が本人からの聞き取りしたところでございます。

○議長 はい。担当委員から終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 はい。■■■■さんは、農地を約32,000㎡持っておられるんですが、町外にも、■■町にも3,309㎡持っておられるということで、申請が挙がっております。本人は町内に何か所かもってるんですけど、耕作、整備されているところもありました。開パ辺りは確かに、入って行けないんですけど、開パ■■については、どこも手前がもう入って行けないので奥まで入れないというような状況はありますので、その点は考慮できたらとは思いますが、ご審議をお願いいたします。

○議長 担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、放棄地をもう持つ

ておられますけれども、あと耕作をできるようにしたいというようなことでありますけれども、意見がありましたらお願いいたします。

- 4番委員 ちょっと質問。
 この 30,000 m²ぐらいありますけど主になんですか。畑がほとんどですか。
- 事務局 そうですね。畑が 22,000 m²ですね。
- 4番委員 今度は田が初めてということですね。
- 事務局 田が、9,300 m²。
- 4番委員 田も別に持っておられる。
- 事務局 はい。合わせて約 32,000 m²です。
- 議長 いいですか。
- 16番委員 あの、これ家族1人になっていますわ。本人1人ですかね。
- 事務局 本人だけ■■■ということですよ。
- 議長 そこ辺はわからんけど、労働力は2ということで、書いてありますので。
- 14番委員 今、水田の件が出ましたけど、■■■にも2反近くあると思います。昨年辺りまでずっと荒れていたんですけど、今、最近ちょっとあんまり見てないんですけど、■■■■かなんかがあの近くであのいろんな野菜を作っていたんですけど、ちょっと整備されたような気配もしているんですけど、今までですね。高速が通るということでそれも含めて買っておられた部分もあります。私はその時の役員でいろいろ交渉したんですけどそういった件でずいぶん荒れている土地もあるんじゃないかということです。他にもこういったとこを今後指摘していかないといけないというふうに考えております。以上です。
- 議長 開パなり■■■なりがそういうところがあるということですがけれども、ここは他の所有者にしても、だいたい似たような感じのところです。他のとこを手を付けて解消に向かっておるといようなことを考えていただきまして、意見をお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決してよろしいですか。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。
それでは、整理番号3番(受付番号4)をお願いいたします。

○局長

※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】家族：5人 労働力：2人 経営面積：9,399 m²

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：田

総面積：3,243 m²

○議長

事務局から終わりました。じゃ、担当委員からの説明をお願いいたします。

○15番委員

■■■■■さんと■■■■■さんは親戚にあたります。前、売った農地をまた買い戻すという形に■■■さんがするというので話は聞いております。審議の程よろしくをお願いします。

○議長

はい。担当委員から終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。■■■■■さんは、飼料用稲、大根等をされています。長い間農業に従事されているということで、年間農業従事日数も300日以上やられています。農地法3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えられます。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。
それでは、整理番号4番(受付番号5)をお願いいたします。

○局長

※整理番号4の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：22,760㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：1,316㎡

○議長

はい。事務局から終わりました。じゃ、担当委員からの説明をお願いいたします。

○15番委員

この土地は、■■さんと■■さんの土地が隣同士になっておって■■さんがもう作らないので買ってくれということで■■さんが買うようになったそうです。以上です。

○議長

はい。担当委員から終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。■■さんについては奥さんと2人で農業をされているということで、資料に書いてあるとおり牛10頭。あと、耕作については牧草を作っております。農業機械等も所有されておりますので農地法第3条の許可要件は満たすと考えられます。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので許可といたします。

では、議案第1号は許可といたします。

それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。

では、整理番号1番(受付番号1) からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：659 m²

【転用目的】店舗（食堂）

【施設概要】店舗 58 m² 駐車場 300 m²

○議長

事務局から終わりました。じゃ、担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

■■■■■さんと■■■■■さんは親子関係にあります。なお、この土地は農振地でしたが除外申請をし、除外が許可されて除外済みです。なお、工事に関しましては資金■■■万円かかるそうですが、それらは準備できておって4か月以内に着工するというところでございます。以上です。

○議長

担当委員から終わりました。じゃ、事務局補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

ただいま担当委員から言われましたとおり、申請地につきましては、以前農振農用地に入っていた所ですが、もうすでに除外が完了しております。ただ、場所の立地基準につきましては、第1種農地ということで、原則許可ができない地域にはなるのですが、県道挟みましてずっと、■■■■■のほうまで家が連続しているということで、集落接続が該当すると考えられます。農地法第5条の許可基準は満たしていると考えられますのでご審議お願いします。

○議長

はい。担当委員と事務局から終わりましたけれども、集落接続というようなことになるということですが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○局長

全員ですので承認いたします。

○議長

それでは整理番号2～4番（受付番号2・3）これ、関連ですので一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号2～4の議案書を局長が朗読。

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：496 m²

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅 123 m²

・整理番号3

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：49 m²

【転用目的】進入路

【施設概要】進入路 49 m²

・整理番号4

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：49 m²

【転用目的】進入路

【施設概要】進入路 49 m²

○議長

事務局から終わりましたが、担当委員からの説明をお願いいたします。
じゃ、事務局お願いいたします。

○事務局

申請地につきましては、都市計画区域内の用途区域です。第1種住居地域になります。■■■■さんは、■■■■さんの娘さんになられるということです。■■■県だったと思いますが、そちらから帰って来られており、家をつくるということです。申請地の裏の方に■■■■さんの農地が残りますのでその分の入り口については、共有。持ち分の変更ということです。3分の2

と3分の1に分けて共有とする。というような申請になっております。ご審議をお願いいたします。

○議長

はい。事務局から補足が終わりましたが、贈与とあと進入路の持ち分変更というようなことをございます。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

整理番号の2～4番、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

以上、議案第2号は全件承認といたします。

それでは議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

整理番号1番(受付番号1)から全件、中間管理権の設定ということで一括で提案いたします。

○局長

※整理番号1～4の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社(宮崎市)

貸渡人：■■■■■

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番 外1筆 地目：畑

総面積：1,625㎡

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年3月1日～平成40年2月29日(10年間)

・整理番号2

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社(宮崎市)

貸渡人：■■■■■

(相続人代表 ■■■■■)

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：1,885㎡

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年3月1日～平成40年2月29日(10年間)

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：田 面積：1,320 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年3月1日～平成40年2月29日（10年間）

・整理番号4

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外2筆 地目：畑
総面積：6,573 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年3月1日～平成40年2月29日（10年間）

○議長

はい。事務局から終わりました。それでは整理番号の1～4番について意見がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

○7番委員

借りている方見ると■■■■■とかあるんですけども特にこの法人の方の持ち分とその借り手どのくらい借りてるのか、もしここの参考で書けるんならまた書いてほしいなと思うんですけど。

○局長

■■■■■さんの現在の。

○7番委員

うん。例えばこれで■■■■■ですけども、■■■■■とかいろいろ出てきますけども、どのくらい借りて経営規模があるのか。

○議長

町内に。

○7番委員

はい。町内でもいいし。これ■■■。そういうのが分かれば大体の規模が分かるかなと思って。

○議長

はい。

○7番委員

できればお願いいたします。

○議長

次回からはそういう記載が出来るそうですので、大変ですけど事務局お願いいたします。

他にはありませんか。

(質疑なし)

それでは整理番号の1～4番までについて採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

以上、議案第3号は全件決定といたします。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで、挙がっております。

あっせんの分ですね。じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1（受付番号1）の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：2,964㎡

【利用目的】稲作

【売買価格】¥■■■■■

【支払方法】口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】平成30年2月7日

○議長

これはあっせんの分ですが、あっせん委員からの説明をお願いいたします。

○13番委員

1月9日に事務局と■■■■■さん、■■■■■さん、三輪委員と私であっせんをいたしました。反あたり■■■■■円ということで■■■さんの希望できりよく■■■■■円ということになりました。この27ページの左側の地図にはあるんですけど黒塗りの1筆上が■■■さんの田になっています。隣接する農地になるので耕作しやすいのでは、と思います。ちょうど高速の真下になります。以上、あっせんの報告を終わります。

○議長

はい。あっせん委員からの報告が終わりました。

何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
それでは、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。
議案第4号は以上、決定といたします。

それでは議案第5号 平成30年度の農作業料金(参考)(案)について、別紙のとおり平成30年度の農作業料金(参考)(案)ということで挙がっております。

じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

追加ということで平成30年農作業料金(参考)(案)ということで上げさせていただきました。

表の右の部分、郡連協とありますけど、25日に西都・児湯の事務局のほうで協議をしまして、西都・児湯郡連のほうについては、右のほうで決定をしたところでございます。

それと真ん中のところ、尾鈴農業公社、平成29年になりますけど、参考ということで計上しております。

それで一番左から2番目ですかね。平成30年(案)ということです。都農町のところで挙げております。

まあ、あくまで標準、参考ですので、実際には当事者間でまた決めていただくということになるんだと思いますけど、標準、参考ということでこれをお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長

事務局から終わりましたが、あくまでも参考、案ですが何か気づかれた点がありましたらお願いいたします。

まあ、だいたい公社と合わしたと言いますかね。そんな数字になるかと思えます。

(質疑なし)

無いですか。

あくまでも案ということで最終的には当事者間ということになるわけですが、何も無いようでしたら参考、案として決定をしたいわけですが、それでも同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

- 局長 28ページ、農用地利用配分の計画。11月総会の分ですけど原案どおり決定になっておりますので一応報告ということで、出ております。以上です。
- 3番委員 それではここで農地パトロールの報告をお願いいたします。
- (内容省略)
- 議長 これで本日の議案の審議並びに報告事項等すべて終了しました。
- 局長 ご起立ください。
以上をもちまして第1回定例農業委員会総会を閉会いたします。